

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

土地の地目

Q：私は、以前から所有している土地を子供に贈与しようと考えています。この土地は「宅地」として使用していますが、登記簿上の地目は「畑」になっています。土地の評価上は、どちらの地目になるのでしょうか。

A：課税時期の現況により判定しますので、「宅地」としての評価方法を適用します。

【解説】

土地の評価にさいしては、まず評価上の区分を確認しておかなければなりません。最も基本的なことは「地目」です。

地目とは不動産の登記上の用語で、土地の用途による区分のことですが、財産評価の取扱いでは、地目を次のような9種類に区分し、それぞれ異なった評価方法を定めています。

- (1)宅地……建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地
- (2)田……農耕地で用水を利用して耕作する土地
- (3)畑……農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
- (4)山林……耕作の方法によらないで竹木の成育する土地
- (5)原野……耕作の方法によらないで雑草、灌木類の成育する土地
- (6)牧場……獣畜を放牧する土地
- (7)池沼……かんがい用水でない水の貯溜池
- (8)鉱泉地…鉱泉（温泉を含みます）の湧出口及びその維持に必要な土地
- (9)雑種地…(1)から(8)までのいずれにも該当しない土地

